

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について(概要)

1. 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）が平成18年2月10日に公布され、改正法附則第1条本文の規定により、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の改正については、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。
2. 今回、改正法に係るスケジュール及び関係事業者団体への周知等の期間を勘案し、改正法における大気汚染防止法の施行日を平成18年10月1日と定めることとする。

(改正法の公布から施行までのスケジュール)

改正法成立	平成18年2月3日(金)
改正法の公布	平成18年2月10日(金)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令関係
関係政省令等に係るパブリックコメント

平成18年6月26日(月)
～7月25日(火)

関係政令の事務次官等会議

平成18年8月7日(月)

関係政令の閣議日

平成18年8月8日(火)

関係政省令等の公布

平成18年8月11日(金)